

別冊 1

平成31年度
事業計画書

社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会

基本方針

今日の社会福祉を取り巻く状況は、超高齢社会の進行や少子化による人口減少、住民同士のつながりの稀薄化などを背景に、家族や公的制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。加えて、孤独死やひきこもり、虐待事例が増加するなど、問題解決に向けた地域での連携がますます重要になってきています。一方、国における福祉関連の法改正や制度改革等の動きの中で、地域における公益的な活動が求められ、各地で地域のネットワークを活用した新しい支え合いの体制づくりが始まっています。

このような中で、雲仙市社会福祉協議会は、雲仙市及び関係機関等との連携を図り、安心安全な地域づくり、生活支援体制の整備、お互いを尊重し支え合う絆づくりなど、市民の福祉ニーズに応えられる体制づくりとともに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」の実現のため、第2期地域福祉計画及び第2期地域福祉活動計画に基づき、地域住民の参加のもとに地域の福祉力の向上を目指し各種の事業に取り組みます。

基本事項

- I 経営基盤の強化と事業実施体制の整備に取り組む。
- II 地域住民主体の地域福祉事業の推進に取り組む。
- III 介護福祉サービス事業の適正な経営に努める。
- IV 指定管理施設の適正な管理・運営に努める。

事業実施計画

I 経営基盤の強化と事業実施体制の整備

1. 会員制度の理解と加入の促進

社会福祉協議会の活動内容を一人でも多くの市民に理解していただくため、広報誌やホームページ等による広報、地域福祉推進委員会や福祉推進員（自治会長）会議等を通じての事業説明・協力依頼を積極的に行うことにより会員の加入促進を図る。

2. 安定した経営組織の強化と地域に根ざした事業運営

改正社会福祉法に沿った理事会、評議員会、監査会等各種会議の開催により、組織の基盤強化と経営改善を図り、社会福祉法人の公益的な取り組みにより、運営の透明性を確保する。

地域において均衡のとれた事業運営をめざし、事務所ごとに設置する地域福祉推進委員会において、地域福祉事業等の効率的な推進と調整を行う。

適切な会計処理と事業運営の効率化を図りながら、行政からの安定継続した財政支援の確保に努める。また、介護保険事業の経営の適正化を目指すほか、より質の高いサービスの提供に努め、積極的な利用者確保に向けたより効果的・効率的な事業運営と経営の適正化を図る。

3. 各種専門職員の養成と意識改革の推進

各種福祉サービスの向上を図るため、自己研鑽を促進し、職員の意識改革に努めるとともに、相談援助業務をはじめとする各種担当業務を行う専門職員の育成を図るため、自主的な勉強会や各種研修会への積極的な参加に努める。

4. 広報啓発活動の推進

本会の各種事業や地域での福祉活動を、広報誌「にじ」の発行やインターネットを活用したホームページ・SNSによる情報発信、または雲仙市内の各種イベントにおけるPR活動等において広く市民により新しい身近な情報を提供し、社会福祉への理解を図るため広報啓発活動を推進する。

また、雲仙市社会福祉大会を開催し、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、市民の社会福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりを推進する。

II 地域住民主体の地域福祉事業の推進

1. 第2期雲仙市地域福祉計画・第2期雲仙市地域福祉活動計画

雲仙市と協働により策定した「第2期雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）」に基づき、市民相互が助け合い、支え合う福祉のまちづくりを市や関係機関と連携し、推進する。

【基本理念】 助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり

～地域 みんなでたすけ愛 地域 みんなでささえ愛～

【基本目標】 1 地域福祉を支え、推進する人・組織づくり

2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

4 安全で安心して暮らせる地域づくり

2. 雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画の基本目標達成のための事業の推進

(1) 地域福祉を支え、推進する人・組織づくり

- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 地域福祉を支える担い手の育成

① ボランティアセンター整備事業

ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋、情報の提供、養成・研修会等の開催及びボランティアグループ等への活動支援を行うことにより、市民のボランティア活動に対する理解と参加を促すとともに、ボランティア活動の推進を図ることを目的に実施する。

② 福祉教育支援事業

小中学生及び一般市民を対象に、福祉への理解と意識の向上を目的として、福祉体験学習指導マニュアルに沿って、車いす、アイマスク等、福祉体験学習の指導や指導者の育成、関係機関・ボランティア等へのコーディネートを行う。

(2) 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

- ・ 地域の支え合い活動の活性化
- ・ 地域の交流の場をつくり、相互理解を深める
- ・ 相談体制、情報提供の充実

① 生活支援体制整備事業（受託事業：島原地域広域市町村圏組合）

第1層（市域）、第2層（町域）における学習会等を実施し、地域における課題の発掘を行い、解決策を見だし、地域住民の中で課題の共有を行いながら、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」及び「協議体（協力者）」を配置し、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう支えます。サービス提供主体間のネットワークの構築等を行い、地域における支え合いや助け合いの生活支援体制の整備を推進する。

② 地域交流事業…助成

健康の保持と増進及び相互の交流と親睦を図ることを目的に各種スポーツ大会や交流会、

チャリティー等を開催する団体へ活動助成を行う。

③ 福祉総合相談事業

市民の日常生活上の心配ごとや悩みごとなどの相談に応じるため相談体制を整備することにより、誰もが地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを図る。市民の日常生活上の心配ごとや悩みごとなどあらゆる相談に対し、適切な助言、指導等を行うため、問題解決に向けた総合的な相談窓口を開設する。特に専門知識を必要とする法律上の諸問題に対しては、弁護士が無料で相談に応じる弁護士相談を実施するとともに、介護相談、日常生活自立支援相談、福祉資金・生活福祉資金貸付相談、ボランティア相談、生活困窮者相談に対応するため、各種関係機関と連携しながら解決を図る。

(3) 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ・ 誰もが安心して利用できる福祉サービス
- ・ 交通弱者の支援とバリアフリー化の推進
- ・ 生き生きとした高齢社会の実現
- ・ 子育て環境の充実
- ・ 障害者（児）への支援の充実
- ・ 生活困窮者の自立支援

① ふれあい・いきいきサロン事業

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地区の公民館等において開催されているふれあい・いきいきサロンに対して、サポーターの派遣などによる介護予防のための運動や各種サービスの提供を行うことにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長を図るとともに、自主活動にて運営するサロンに対し活動助成を行い、地域の拠点づくりを図る。

② 認知症カフェ事業（補助事業：島原地域広域市町村圏組合）

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが集うことができる場をボランティア等と協働し設置する。地域の実情に応じて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができる環境を整備し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりの推進を図る。

③ 視覚障害者生活訓練事業（受託事業：雲仙市）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、視覚障害者に対し白杖歩行や点字等の習得訓練など日常生活に必要な訓練及び指導等を行い、社会参加の促進を図る。

④ 日常生活自立支援事業（受託事業：長崎県社会福祉協議会）

長崎県社会福祉協議会からの受託により、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、利用者の権利を擁護し、自立した地域生活を安心して送れるよう福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理サービス等の支援を行う。

⑤ 成年後見制度の開始に向けた調査研究及び職員の資質の向上

成年後見事業の実施内容や財源の確保、人員体制、さまざまな課題等について協議するなど、関係機関との連携を図りながら各種研修会等へ参加し、受任に向けた体制づくりを

目指す。

⑥ 雲仙市社会福祉協議会福祉資金貸付事業

生活の再建に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯を対象に、少額な資金援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長を図る。

⑦ 生活福祉資金等貸付及び臨時特例つなぎ資金貸付事務(受託事業:長崎県社会福祉協議会)

長崎県社会福祉協議会が実施する低所得世帯及び高齢者、障害者の属する世帯に貸付ける生活福祉資金及び一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に当該不動産を担保として生活資金を貸付ける不動産担保型生活資金及び住居のない離職者で、公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者を対象に、その生活に必要な費用を貸付ける臨時特例つなぎ資金等の貸付事務を行う。

⑧ 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事務(受託事業:長崎県社会福祉協議会)

長崎県社会福祉協議会が実施する高齢者・障害者住宅整備資金の貸付事務(償還指導等)を行う。

⑨ 高齢者生きがづくり事業(スポーツ)…助成

スポーツ活動として、高齢者の生きがづくりの推進、体力維持と健康増進、地域や相互間の交流と親睦を図ることを目的に、町域や市域で各種事業を実施する町老人クラブ連合会や各種団体に対し活動助成を行う。

⑩ 高齢者生きがづくり事業(文化)…助成

文化活動として、高齢者の趣味教養活動を町域や市域で各種事業を実施する町老人クラブ連合会や各種団体に対し活動助成を行う。

⑪ 障害者研修等支援事業…助成

雲仙市の障害者福祉団体と連携し、相互交流と参加者の拡大を目的としたスポーツ大会・講習会・研修会等への活動助成を行う。

⑫ 母子等研修等支援事業…助成

雲仙市母子寡婦福祉会と連携し、相互交流と参加者の拡大を目的としたスポーツ大会・講習会・研修会等への活動助成を行う。

⑬ 子育て等支援事業…助成

児童を対象とした夏休み教室や子育てに関する悩みを抱える保護者を対象とした情報交換や仲間づくりの場の提供等、家庭における子育て負担の軽減を図る活動を行う団体へ活動助成を行う。

⑭ 福祉用具等貸出事業

本会が所有する福祉用具等を市内に居住する方々(原則、介護保険利用者を除く)へ一時的に貸し出す。

⑮ 長崎県共同募金会雲仙市支会事務局運営

共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進と誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉コミュニティづくりを促進し、その実現のための多様な活動を財源面から支援する役割を果たすことを目的に実施している。このことから地域福祉活動の充実を図るための財源確保として、共同募金事業へ協力を行うものであ

り、各事務所（分室）において、地区の自治会長（福祉推進員）等に協力を戴きながら実施する。

また、共同募金に対する意識の向上を目的とした広報活動や、福祉施設助成申請受付、各種災害に対する義援金の受入れ、並びに小災害（火災等）発生時の見舞金贈呈等を実施する。

⑯ 雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局運営

雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局として、雲仙市における戦没者の追悼式典と長崎県戦没者慰霊奉賛会の奉賛金の勧募を行う。

⑰ 雲仙市連合遺族会の事務局運営

雲仙市連合遺族会の事務局として、団体支援を行う。

⑱ 日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局運営

日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局として、社資及び義援金等の募集を行うとともに、火災や風水害による被災者に対して、毛布や日用品等を配布する。

⑲ 各種団体等の事務支援と連携強化

1. 各町民生委員児童委員協議会の事務支援を行う。
2. 雲仙市老人クラブ連合会及び各町老人クラブ連合会の事務支援を行う。
3. 雲仙市ボランティア連絡協議会の事務支援を行う。
4. 市内の各種福祉団体等と連携を図る。

(4) 安全で安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域防災体制の強化
- ・ 安全安心な暮らしの実現

① 新入学児童黄色い帽子配布事業

新入学児童を対象に、黄色い帽子を配布し、交通安全の意識高揚と交通事故防止の推進を図る。

② 災害対策支援事業の推進（災害発生時における体制整備の推進）

雲仙市が策定している雲仙市地域防災計画等との整合性を図りながら、災害発生時において、社協が支援活動を迅速・的確に行うための災害時職員初動マニュアル及び雲仙市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿った災害時の本会の活動を円滑に行うための組織づくりと、雲仙市と災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を締結することにより「雲仙市地域防災計画」における災害時の本会の役割を明確にし、防災や災害復興支援に関する市民活動の組織化を図り、地域防災ネットワークの構築を目指す。

また、近隣市社協（諫早市社協・大村市社協・島原市社協・南島原市社協）との連携協働により、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び円滑かつ効果的な運営を行うため、近隣市社協合同による災害ボランティアセンター設置訓練を実施する。

Ⅲ 介護福祉サービス事業の適正な経営

1. 居宅介護支援事業

要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅介護サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画（ケアプラン）を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所や介護保険施設等との連絡調整を行い、要介護者等が安定した在宅生活を送れるよう生活の質の向上を目指したサービスを提供する。

【事業所名】 国見ケアプランセンター

2. 通所介護事業及び第1号通所事業

要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてサービスを提供する。また、総合事業対象者にある利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、適正な通所型サービスを提供する。

【事業所名】 国見デイサービスセンター

Ⅳ 指定管理施設の適正な管理・運営

雲仙市内の6福祉施設（瑞穂ヘルシー会館・吾妻老人憩の家・千々石老人福祉センター橘荘・木場ふれあいセンター・下峰児童館・小浜老人福祉センター）を指定管理者として雲仙市より管理受託する。（指定管理期間：平成28年度～平成31年度）